

本校でのいじめ防止に向けた取り組み

はじめに

国立学園小学校では、児童一人ひとりのかけがえのない命と人格を尊重し、すべての児童が安心して学び、成長できる教育環境を守るため、いじめの未然防止、早期発見、的確な対応を最重要課題の一つとして位置づけています。東京都の「いじめ防止対策推進条例」及び「いじめ防止基本方針」を基に、本校機教育理念と実情を踏まえ、以下の通り基本方針を定めます。

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校としての基本姿勢

いじめは児童の尊厳と基本的人権を著しく侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。本校では、いじめを「どの子にも、どのような理由があっても、決してしてはならない行為」として、すべての児童、教職員、保護者が共通認識を持つ。

(3) 対策方針の基本的な考え方

- ・いじめ問題に迅速且つ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。
- ・いじめはどの学校、どの学級でも起こり得るものという基本認識に立ち、全ての児童に対して、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。必要に応じて関係機関と連携し、問題解決に向けて迅速且つ粘り強く対応していく。

(4) いじめ防止について（未然防止と教育的取り組み）

- A. 全学年で年に複数回「学校生活に関するアンケート」を実施し、いじめの実態把握に努める。
- B. 学期毎に「子ども相互理解校内委員会」を開き、各学年でいじめの兆候がないかを報告し合い、いじめの早期発見に心がける。
- C. 学期毎の「子どもを語る会」では、学級担任や教科担当者が気になる児童がいる場合、時間をかけて話し合い、どのように関わっていくかを共通理解すること。
- D. 学級経営や道徳・特別活動を通して、思いやりや共感、自己肯定感を育む教育を実施する。

- E. 教職員は常に児童の様子に注意を払い、小さな変化も見逃さず、日常的な対話を大切にする。
- F. 「安心して話せる環境づくり」を推進し、児童が悩みを打ち明けやすい関係性を築く。

(5) 早期発見・迅速な対応

- ・教職員は、児童や保護者、関係者からの情報に迅速に対応し、事実確認と状況把握に努める。
- ・必要に応じて、保護者との連携や専門機関との協力を行う。
- ・いじめを受けた児童の心身のケアを最優先にしつつ、いじめを行った児童への教育的支援も行い、再発防止を図る。

(6) 関係者との連携と学校全体での対応

いじめは学校全体、そして家庭・地域との連携のもとで取り組むべき課題である。本校では、教職員、保護者、地域が一体となって「いじめを許さない学校文化」を築いていく。

(7) 重大事態のケース

- A. いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を追った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患が発症した場合
- B. いじめにより、児童が相当な期間（30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(8) 定期的な見直しと継続的改善

いじめ防止の取り組みは、一過性のものではなく、常に振り返りと改善が求められる。基本方針は委員会を中心として、教職員により、学校の基本方針の検証を毎年度行い、児童の実態や社会状況に応じた柔軟な対応を行い、必要に応じて見直しを図る。

おわりに

国立学園小学校では、児童が互いに認め合い、自らの存在を大切にできるような学校づくりを目指しています。いじめの防止は、すべての教育活動の土台となる重要な課題であり、私たち全員が関わる責務です。子どもたちの笑顔と安全のためにこれからも真摯に取り組んでまいります。